

答 申 第 1 2 8 号
平成 2 4 年 1 1 月 1 6 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県情報公開審査会
会 長 松 尾 博

県が設立する地方独立行政法人を徳島県情報公開条例の実施機関
とすることについて（答申）

平成 2 4 年 1 0 月 2 4 日付け総務第 5 6 1 号で諮問のありましたこのこと
について、別紙のとおり答申します。

(別 紙)

県が設立する地方独立行政法人を徳島県情報公開条例の実施機関とすること
について

県が設立する地方独立行政法人を徳島県情報公開条例の実施機関とする
べきである。

【説 明】

地方独立行政法人制度は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に基づき、各地方公共団体の自主的な判断により、地方公共団体とは別の法人格を有する団体を設立し、自律的かつ弾力的な業務運営を行う制度であり、本県においては、初めて県が設立する地方独立行政法人として、平成 25 年 4 月 1 日に、「地方独立行政法人徳島県鳴門病院」が設立されることが予定されている。

法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人は、公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務事業を効率的、効果的に行わせることを目的として設立される。また、県が設立する地方独立行政法人は、設立の際には県議会の議決を経て定款を定めなければならないこと、県が出資者となること、法人の理事長は知事が任命することなどから、実質的に県の一部としての性格を有するものと考えられる。

また、地方独立行政法人は、その業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならないことが、法第 3 条第 2 項において示されている。このように業務の透明性の観点から、県が設立する地方独立行政法人は、県民に対し業務状況等を積極的に公開する必要があると考える。

さらに、地方独立行政法人の情報公開については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（平成 15 年 7 月 17 日総行第 86 号総務省通知）」において、地方独立行政法人の設立団体が、所要の規定整備を行う等適切に対応する必要性が示されている。

本県においては、これまでも、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、徳島県情報公開条例を制定し、積極的な情報公開を図り、実施機関の範囲の拡大など制度の充実に努めてきたところである。

これらのことを踏まえ、県が設立する地方独立行政法人を徳島県情報公開条例の実施機関とするべきである。

徳島県情報公開審査会審議経過

回	開催年月日	内容
第104回	平成24年10月24日	諮問 審議
第105回	平成24年11月16日	審議

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏名	職業等	備考
井関佳穂理	公認会計士，税理士	
上原克之	徳島大学総合科学部准教授	
大道晋	弁護士	会長職務代理者
古本奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	
松尾博	元徳島新聞社相談役・論説委員長	会長

(五十音順)